

前田厚子議員

第1 標題「事前に出来る防災への備えについて」

1 回目の質問

公明党の前田厚子です。

今議長より許可を頂きましたので、令和6年9月議会におきまして、市政一般に関する質問をさせていただきます。

今年は、年頭より能登半島地震で不安な年明けになりました。各地では、大雨による線状降水帯や津波による被害と続き遂には、8月8日、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。この地震は、南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震の発生可能性が伝えられるまでになりました。

8月9日からの新聞報道では、毎日、巨大地震注意と見出しも大きく、関連記事や注意事項が伝えられていました。しかし、1週間が過ぎ8月16日の新聞には、「巨大地震注意呼びかけ終了」の見出しが掲載され、実際は課題が山積しているはずなのに、市民は、ほっとして、防災への備えが緩んでしまったのではないのでしょうか。

第一標題「事前に出来る防災への備えについて」と題し、大きく2点お聞きします。

1点目に「いのちを守る防災」についてお聞きします。

先日、能登半島地震から20回以上被災地に足を運び被災住民の皆さまからの声を聞いている国会議員の報告を16枚の写真と一緒に聞かせて頂きました。

始めに、輪島市内、珠洲市内の家屋の6割が半壊以上の被害にあっている写真でした。それは、被災地の高齢化と共に、家屋の耐震化率の低さが倒壊の要因とのことでした。

過去の災害を通して耐震化が有効であることは、伝えられていましたが、高齢単独世帯では、耐震化へのハードルはあまりに高いということです。

3月議会でも伝えていただきましたが、本市でも木造住宅耐震支援として最大125万円の補助、そして木造住宅の耐震シェルター設置に関しては最大36万円の補助金が交付されます。そしてこの度、県としても耐震化をしっかりとすれば、死者をゼロに近づけることができると、令和6年4月より市町村で補助をする所に応分の負担をしてくださるとのことです。

本市でも4月より耐震ベッドに対しても補助金が交付されると聞いていますが、耐震ベッドの場合も耐震化の検査を実施して総合評価が0.7未満でなければ、補助の対象にならないのでしょうか。

住民の多くは、負担が多くなければ、できれば、このような支援を受け、命を守りたいと思っていることでしょう。特に、高齢者や生活弱者である非課税世帯の方、また、要介護者家庭の方などに、住宅倒壊時でも命を守り、費用負担の少ない耐震ベッドの周知を市として積極的に推進していただきたいと思います。耐震ベッドは、耐震シェルターに比べ、短い時間でスペースをとらずに設置できるという利点もあります。

そこで、この制度について広く周知してほしいと思いますが、市としてどのような方法で周知を図っていくのか、考えをお聞かせください。

次に、輪島市「朝市通り」周辺の200棟以上が全焼したこともご存知かと思いますが、この火事で死亡が確認された人は16人といわれていますが実際には、それ以上といわれています。この火災は、断水で消火栓などが使えなかったこともありますが、もし出火防止の「感震ブレーカー」の設置があつたら、ここまで大きな火事にはなっていなかったのではとされています。価格は様々ですが、少しでも補助金があれば購入のきっかけになると思います。

「感震ブレーカー」への補助金を考えて頂きたいと思います。

市の考えをお聞かせください。

次に災害時の備蓄ですが、今、平時から各家庭で備える物として、「携帯トイレ・水・食料」これを、自助として各自が準備していると思います。災害が起きた時は、皆一斉に被災しますので、おそらく3日程度は、市の職員の公助も望めないと考えべきだと思います。まずトイレですが、断水で使えません。また共有の汚いトイレには行きたくないトイレを我慢して水分や食事を控える人が増え脱水症やエコノミークラス症候群のリスクが増加します。

市でも備蓄倉庫には10万個以上の携帯トイレが備蓄されているということですが、この数字だけを聞くと逆に市民は、安心してしまうのではないかと、心配になります。震災直後に誰が皆さまの元に届けられるのでしょうか。ちなみに、トイレは1人1日平均5回と数えて1週間とすると1人分でも35回分は必要です。水は1人1日3ℓ、食事3日分と自分の責任として備蓄の準備をするよう市としても市民の皆さまに強く訴えて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、観光客の避難はどのように想定して対策をしていますか。おそらく、被災された場所から一番近い避難所に向けこむのではないのでしょうか。そうなると、水や食料の備蓄はもとより、簡易トイレは、まだまだ必要かと思いますが、今後の備蓄の予定を市では、どのように計画しているのかお聞かせください。

また、市で備蓄しているトイレにマンホールトイレがありますが、下水道が壊れてしまえばそのトイレも使えなくなります。現実には、輪島市では、想定外の液状化でマンホールが1メートルも突出したところが有りました。また、3カ月もの間、お風呂に入れられない方もいたようです。

本市では、上下水道の老朽化も把握していると思いますが、今後、大地震でも断水しない上下水道の耐震化に向けての対策を考える時だと思います。市の考えをお聞かせください。

2点目「個別避難計画の進捗状況」についてお聞きします。

令和4年9月議会におきまして、「個別避難計画」の取組について質問をしてから2年が経過しましたので、その後の進捗状況をお聞きします。

各市町村におきましては、令和3年5月20日の災害対策基本法等の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、災害発生時の、「避難行動要支援者名簿」を作成しておかなければならないとされていますが、この点、本市では、名簿の作成はどのように進められていますか。

また、この改正を受け、名簿が作られた上で、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が改定されました。

実際、障がい者やそのご家族にアンケートを行ったものを見ると「災害が起こった時に避難所に行きますか」との問いに、「行く」という人は48.4パーセントで、約半数にとどまっていました。理由として、「1人では避難所まで避難できない」「他の人に迷惑をかけたくない」「避難所に行ってもバリアフリーになっているかわからないし、何がどこにあるのか解らない」等、様々な声があり、障がいの特性による物理的・心理的な障壁が、避難へのハードルをあげているようです。

また、身体障がいの方は、歩行が困難であったり、視覚障がい・聴覚障がいの方は見えない・聞こえない、知的障がいがあり周囲の状況判断がうまくできない、精神障がいがあり人混みだとパニックになってしまう等とご家族が心配されています。

実際、東日本大震災では、被害にあった障がい者数を調べた調査では、障がい者の死亡率は住民全体の死亡率の約2倍となっているそうです。

そこで、障がいのある方たちに対し、災害発生時の避難所において配慮できる仕組みを整えておくことが、重要と考えられます。

本市においても、私が令和4年9月議会におきまして、市役所内の関係部局はもとより、医療、福祉関係など計画に必要な方々で「個別避難計画」を策定して頂く事をお願いしました。その時も市長より段階的、計画的に推進して下さるとのご答弁をいただきました。その後、約2年間、私は何度も担当課を訪ね進捗状況をお聞きしてきましたが、昨今の災害の状況を考えると「個別避難計画」の策定を少し急がないと心配です。

実際にどのようなことが、実施されているのかお聞かせください。

特に障がい者の方の個別避難計画の策定が、どこの自治体でも、なかなか進んでいないと聞いています。医療的ケア児の支援なども課題だと伺っています。

また、近年におきましては、発達障がい児・発達障がい者等の避難所における支援の必要性が多く訴えられていました。発達障がいは、外見において認識することが、必ずしも容易でないことから、ご家族からは、特別な配慮が望まれています。

発達障がいのある子どもが災害時において安心して過ごせる為に本市としてどのように支援、配慮していくのか避難計画をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

前田厚子議員の事前に来る防災への備えについての御質問にお答えいたします。

1点目の「いのちを守る防災」についてであります。まず、耐震ベッドにつきましては、総合評価が0.7未満でなければ補助対象とはなりません。また、この制度につきましては、広報紙やホームページを通じ広く周知しております。

次に、感震ブレーカーの設置に係る補助金についてであります。感震ブレーカーは地震による強い揺れを感知して電気を遮断する機器であり、通電火災の抑制に一定の効果があるものです。その一方で、家屋内の全ての電源供給が遮断されるため、医療用機器が停止することや、夜間においては暗闇となり避難に支障を来すなどの恐れ

があることから、設置に係る補助金制度の創設につきましては、現在、考えておりません。

次に、市民による備蓄の推進についてであります。現在、防災マニュアルをパンフレットとして製作中であり、この防災マニュアルを全戸配布し、災害に関する基本的な知識を始め、飲料水・携帯用簡易トイレ等の備蓄品や「非常持ち出し品」といった日常における災害への備えについてイラストを交えた解説で周知し、防災意識の啓発や向上を図ってまいります。

次に、今後における市の備蓄計画についてであります。本市の地域防災計画に定めた食料供給計画と生活必需物資供給計画には、山梨県地震被害想定調査報告の避難者数等を参考とするなど、あらゆる被害を考慮して必要数量等を把握し、計画的な備蓄を推進することが明記されており、これらの計画に基づき、引き続き食料と生活必需物資の備蓄を進めてまいります。

次に、上下水道の耐震化に向けての対策についてであります。下水道につきましては、平成25年度に策定した富士吉田市下水道総合地震対策計画に基づき、対象となる防災拠点や避難所等の重要施設と緊急輸送路を選定し、令和5年度までにマンホール浮上防止対策の施工を終了しております。

水道につきましては、富士吉田市水道ビジョンにおいて配水施設及び配水管等の耐震化への取組を政策目標に位置付け、布設替え等を計画的に行っております。また、断水につきましては、配水区間を繋ぐ連絡管の整備や水利計算機能を有するシステムの導入、富士吉田市管工事協会との災害時の応急対策業務の締結により、早期復旧への対応の強化に努め、引き続き安心・安全な水道水の供給を行ってまいります。

次に、2点目の個別避難計画の進捗状況についてであります。まず避難行動要支援者名簿の作成につきましては、庁内の関係部署が横断的に連携し、把握している障がい者及び要介護認定の方の情報と、名簿に掲載する範囲の障がいの程度又は要介護認定の程度を照らし、避難行動要支援者名簿を作成し、適時更新しております。

次に、個別避難計画の作成状況についてであります。個別避難計画の取組を進める上で、要支援者の障がいの度合いや介護度等の個別事情が異なるため、多様な対応が必要となること、支援の担い手の確保が難しいことなど課題がございます。また、要支援者の個別事情に沿った実効性の高い個別避難計画とするため、本人及び御家族、支援者や関係機関と協議を重ねて作成する必要があること、さらに、個別避難計画を

必要とする対象者が多いため、作成には時間を要するものであります。作成を進めるために、優先順位をつけながら、また支援者や関係機関からどこまで協力が得られるかなど、作成のための検討を進めているところであります。

そのような経過のなか、まずは、医療依存度の高い方を優先して取り組む必要があると考え、在宅での療養生活を支える富士東部保健所やケアマネジャー、訪問看護師等の方々及び庁内の関係部署と連携を図り、なかでも人工呼吸器を装着している患者を最優先とし、早期の計画作成を進めている段階であります。

今後につきましても、本人や御家族の意向を尊重することと併せて、関係機関、自治会及び民生委員等の地域の方々の御協力をいただきながら、個別避難計画の作成を推進してまいります。

次に、発達障がいのある子供の災害時における支援につきましては、現在、地域の支援学校と協議しているところであり、発達障がいのある子供の受入れに関する協定の締結に向けて進めております。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第1 標題「事前にできる防災への備えについて」2 回目の質問をします。

私は、ここで「いのちを守る防災」について何点か質問させていただきました。まず、耐震ベッドについてですが、ホームページや広報を見ても、家屋の耐震と耐震シェルターのみで、この4月から新たに加わった耐震ベッドの事は、どこにも載っていないと思います。

ご答弁には、「総合評価が0.7未満でなければ補助対象にはなりません。」とありましたが、総合評価の0.7未満とは、どのような状態の事ですか。市民は、ホームページや広報で理解しているのでしょうか。

今年になって、何故、県が耐震ベッドに補助金を出すのでしょうか。それは、相次ぐ災害の中で、いのちを落とす人があまりに多く、それが、耐震性の弱い家屋の倒壊から逃げ切れずに圧死したことが原因であり、生活弱者の方のいのちを守るためと伺っています。

できれば、一人でも多くの人に、このような安全対策がとれるようもう少し分かりやすく周知していただけないでしょうか。

市としても、様々な対策をしてくださっていますが、何の対策もないままの一人暮らしの高齢者の方や生活弱者の方々は、まだ数多くいらっしゃると思います。その様な方々への安全・安心も配慮していただきたいと考えます。その点、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

次に、感震ブレーカーのことをお聞きします。

阪神大震災の時に住宅の密集している長田町を中心に大火災が発生し、その原因の多くは、電気火災によるものと言われました。それと同時に避難時の電気ブレーカー遮断の必要性が指摘されました。しかし、ご答弁では「様々な理由で避難に支障をきたすので、補助の対象にはならない。」との事ですが、大きな地震が起きた時は、考えられないような火災が発生しています。

市内には、住宅の密集地や市営団地など屋根を連ねた住宅も多く、避難所となるコミュニティセンターなど、御師の家や守らなければならない文化財がたくさんあると思います。

各家庭に無理ならば、せめてそのような建物に、感震ブレーカーの設置を希望しますが、市ではどのようにお考えでしょうか。

次に、個人の備蓄についても、現在制作中の防災マニュアルではイラストを交えてわかりやすく解説され全戸配布するようですが、できれば、各自治会に声をかけ様々なイベントの時に、マニュアルを手に各自の備蓄がどの程度進んでいるのか、非常持出袋がどの程度準備されているのか、避難経路の確認など、実際に確認しあうよう、市で声かけをして推進していただきたいと思います。

また、計画的な備蓄の推進と有りますが、1回目でお聞きした事ですが、ご答弁がありませんでしたので、再度お聞きします。今の本市で観光客のことを考えないではいけないと思いますが、本市では、避難所に来た観光客の方の対応をどのように考えていますか、お聞かせください。

次に、個別避難計画の進捗状況についてお聞きします。

現在、本市の避難行動要支援者名簿の対象者は、何名いらっしゃいますか。まだまだ進まない計画だと思いますが、2年たった今、何名の計画が進められましたか。進捗状況をお聞かせください。

この計画を推進するのに、どの自治体でも同様の「個別避難計画・登録対象者フロー」なるものが用意されています。すでに、該当されるご家庭への配布はお済みでし

ようか。また、記入された用紙は、市に返信していただくようになっていると思いますが、市に返送されて来ているのはその何パーセント位でしょうか。

個別避難計画がなかなか進まないとは言え、優先順位をつけながら検討を重ね進められているとのこと。そうしますと、2年が経過しているので、医療的ケア児の方の進捗は、いかがでしょうか。

また、近年、発達障がい児の支援が多く求められており、避難所の運営に携わる職員の皆さんの役割が重視されているようですが、この点の対応はどのように考えているのかお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

激甚化する災害が全国各地で発生するなかで、防災への備えにつきましては、一人一人の取組や地元地域、国と地方公共団体などとの連携が不可欠であります。この「自助」、「共助」、「公助」の考えの下、引き続き、誰一人取り残さない防災対策を行ってまいります。

前田議員御質問の事前にできる防災への備えについての具体的な内容等につきましては、企画部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

2回目の企画部長答弁

前田厚子議員の御質問にお答えいたします。

まず、広報紙での周知につきましては、木造住宅耐震改修等事業の周知であり耐震ベッドについては、当該事業のメニューの一つであることから詳しい説明にはなっておりませんが、市のホームページに記載されておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

次に、耐震診断の総合評価が0.7未満の状態についてであります。防災士である前田議員も御承知のとおり、震度6強の地震で倒壊する危険性が高い家屋を指しております。

あくまでも地震対策の支援として広報を行っておりますが、必要に応じて、広報内容を見直してまいります。

なお、耐震診断に該当する家屋の御相談や問い合わせ等があった場合につきましては、個別に耐震ベッドを含め、その他耐震の手段など詳細な説明をさせていただいております。

次に、高齢者や生活弱者への安全・安心への配慮についてであります。自助・共助・公助の中で地域も一体となり、地域防災力の向上を図るため、訓練や普及啓発に引き続き努めてまいります。

次に、感震ブレーカーについてであります。コミュニティセンターや市営住宅及び市有の文化財施設は、消防法による消防設備点検を毎年行っており、十分な火災対応ができるものと認識しております。

次に、避難所に来られた観光客の方の対応についてであります。まず備蓄品にしましては、市民のみならず観光客等を考慮した備蓄をしております。このため、観光客の方が市民と同様に避難所に避難した場合につきましても、携帯用簡易トイレ、食料等を市民と同様に配布いたします。避難した観光客は、長期滞在とはならず、交通機関やインフラが復旧次第、避難所から移動するものと想定しているため、備蓄量に大きな影響はないものと考えております。

次に、本市の避難行動要支援者名簿の対象者であります。令和6年4月時点で1,214名となっております。また、個別避難計画作成の進捗につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、作成に当たっては個々の健康状態の把握や避難者支援をする関係機関の協力を必要とするなど、様々な要因が関係し多くの時間を要することから、優先順位を付け、人工呼吸器を装着している在宅者2名の計画作成について最優先に進めております。併せて「個別避難計画登録申請及び同意書」につきましても、手続を進めているところであります。また、医療的ケア児につきましても個々の状態に合わせた専門性の高い計画となることから、相当の時間を要することが想定されますので、優先度を適切に判断し対応してまいります。

次に、避難所運営に携わる職員の役割であります。避難所における発達障がい児の支援につきましては、各避難所に保健師・看護師・保育士などの有資格者を配置しており、体制を整えております。

以上、答弁いたします。

「締め言葉」

天災は、忘れた頃にやってくると言われていましたが、今は、忘れる時も待たずに、大きな災害となりやってきます。そんな時に一人で避難できない方に何ができるのか、また何をしなければならないのか、皆で考える時だと思いました。

多くの市民が助かってもしそこに忘れ去られた人が一人でもいれば避難は無事に行われたとは言えないのではないのでしょうか。

そんな事を真剣に考える時だと思い今回の質問をさせて頂きました。